

令和2年第8回 総務文教委員会会議録

令和2年12月14日

恵那市議会 議場

開 会： 午前9時58分

委員 長 中嶋 元則

副委員 長 太田 敦之

2番委員 林 貴光、3番委員 山内 敏敬、4番委員 平林 多津子、5番委員 後藤 康司

委員長 ; 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年第8回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る12月8日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしく願います。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。

本日、第8回目となりました総務文教委員会、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

少しだけ、近況の報告を申し上げます。

まず、先週の土曜日でございました。下田歌子賞につきましては、総務文教委員長さん始め、委員の皆様、そして市議会の皆様にも御参加をいただきまして本当にありがとうございました。

会場を今回は変えてということでございましたが、概ねうまくいったというふうに、各方面から声をいただいております。御協力ありがとうございました。

それから、11月30日の全員協議会以降の、恵那市のコロナの感染状況を申し上げますと、5例の感染者の方が出ております。この中には、こども園の職員も含まれているわけですが、それぞれ感染された方が、恵那市で発表されたわけですが、この間にコールセンター等で恵那市のほうに問合せがあった件数につきまして申し上げますと、ほとんどなかったに近いということです。

特に感情的な苦情だとか問合せというのは、ほぼないというふうに伺っておりまし

て、市民の皆様にも何となく日常的にコロナとの暮らし方みたいなものが浸透してきたかなと、こんなふうな印象を持っております。

そして、今日の夕方にはですね、岐阜県知事を始め、県全体での対策協議会が開催される予定でございます。

土日の新聞にも出ましたけども、おそらく岐阜、大垣含めてですね、繁華街での時短要請が出てくるということが一つ。

それから、年末年始を控えて不要不急の外出、それから県をまたぐ移動、それから都市部との交流、それから懇親、こういったものが、できるだけ自粛してくれと、こういう方向になろうかと思っております。

恵那市としてもですね、時短要請等は発生しませんが、なるべく市民の皆様には、日常の暮らしの中でコロナを十分に留意してほしいと、こんな注意喚起をしていこうというふうに思っております。

引き続き、議員の皆様にも御協力いただきますように、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、総務文教委員会 14 件と非常に多くございます。活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、鵜飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。

第 8 回の総務文教委員会、御苦勞さんでございます。

今、市長が下田歌子賞のことを言われましたが、私は総務文教委員長にお任せして、明智のかえでホールのトークショーに行って参りましたが、「麒麟がくる」盛り上がっております。最終回は、皆さんが考えることとちょっと違った最終回になるということで、これから本当に楽しい番組になるということ聞いてまいりました。また、石川さゆりさんも、私たちの年に近いですが、ほんと綺麗な方で、握手したかったですけど、なかなかそれができなかったのが残念でしたけど、本当に「麒麟がくる」で、今、猛威を振るつとるコロナを吹き飛ばすぐらいの勢いにしていきたいと思っております。

今回、初めての議員の方が、4 名総務文教にはおられますので、皆さん適切な回答のほう、よろしく願いいたします。

御苦勞さんですが、よろしく申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、本日は議場での開催となっております。

質疑・答弁は着座にて行いますが、発言する際には挙手をし、委員長が指名をしてから、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してから、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いをいたします。

委員長 ; はじめに「議第95号 恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; この条例の第1条の設置目的に、市民に役立てることになっておりますけれども、具体的にどのような利用を想定しているのかお伺いします。

それと、明治天皇の行在所は全国各地にあるようですが、他の行在所との連携とか、そのようなことは考えておみえになるかお聞きします

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; よろしく願いいたします。第1条の設置、市民の利用を供するとともに、市民の歴史文化等に関する活動及び交流の場を提供しということで、今回、恵那市民につきましては、利用については無料とさせていただいております、それを条例の中に明確に明記をさせていただいております。

そうすることによって、大井地域だけでなく、恵那市民が気軽にいろんな活動の場を想定し、使っていただけたらいいかなというふうに、思っております。

具体的には、そこで近くには、集会場施設がない自治会も多うございまして、そのような地域住民の集会の場、いろんなイベントがあるというふうに想定しますので、そのように広く活用していただく、そのような目的で作らせていただきました。

また、全国には行在所、多く点在いたしますので、今後そのような中山道、宿場町、広めまして、そういうような連携の場をこれからつくっていく、そういうようなことも検討してまいりますので、どうぞよろしく願いします。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 条例の制定ということになっておりますが、そもそもこの行在所っていうのは、市が受けたときに、地元の人がそれに関わって運営をしていくということで市が受けたと。それ以後、今の改修の予算について、附帯決議をつけて、そういう団体がきちっと見つかる様になって、見つかった場合にはその資金計画、運営方法、そういうものをきちっと明らかにしてほしいということをやっております。

今回こうやって条例が制定されたわけですけども、そういう条件とかそういうものをどういうふうに市としてはお考えになっておるのか。そういう団体が本当にきちっと受けていかれるのかどうか。

そういうこともきちっと説明を願いたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; この事業につきましては、改修後の行在所の運営を住民自らが行う、地域からの改修に向けた強い決意も示されたことから、市としても、地域が主体となって保存・活用することができるようにする。これを前提に、議会の御意見と御理解をいただきながら、令和元年度から進めてまいりました。

令和元年の3月議会の一般会計当初予算の審議では、議会より、管理する団体の体制の充実、団体の自主的財源の確保が長年にわたる施設管理運営を行っていく上で、指定管理者の選定は重要な案件であり、予算執行については、そのことを十分に念頭に置いて対処するよう附帯決議がなされたところであります。

昨年度から教育委員会では、議会に対し、行在所の管理運営団体の候補として、しぶろく大井宿を出し、当初から議会全員協議会などで数回の報告をしてきたところがあります。課題である、その会員の確保と、自主財源確保に至っては、この2年間、充実してきたのかと問われますと、市として指定管理を選定するには十分ではないと、現時点では判断をしております。

その要因の一つには、今年度の新型コロナウイルス感染予防から、会員確保に対する勧誘や会議の設定、自主財源確保に向けた企業等への十分な訪問ができなかったこともあろうかと考えます。

指定管理者の選定は、一般的な契約行為に基づく業務委託とは異なり、議会の議決を必要とする一種の行政処分であり、公の施設の管理運営の一手を指定管理者にお任せすることから、市としても、指定管理者の選定につきましては、議会、市民に対して十分な説明責任があります。

私どもの、このしぶろく大井宿の会員確保、自己資金の拡充に対して、十分な援助や

協力ができてきたかという、できていない。反省をしております。

今後も地域と連携し、協力できるところは惜しまず協力をして、いきたいというふうに考えております。

いずれにしてもこの施設は、地域が主体となって保存・活用することができるようにする、この方針はしっかりとぶれないでいきたいと考えております。

当面の間は、直営施設としてオープンし、展示スペースの案内にボランティアとして地域の皆さんにしっかりと携わっていただきながら、管理運営の基礎を教育委員会がしっかりとやり、将来、指定管理者制度にスムーズに移行できるようにしていきたい。その経費については、内部で協議をしております、令和3年度の当初予算に計上したいと考えております。

どうか御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 経緯についてと、これからの方針について説明を受けたわけですが、当面の間市が運営をするということであれば、それは致し方がないと思うわけですが、やっぱり当初、地元の人がきちっと関わって運営をしていくと、資金についてもそういうものをきちっと計画を立てていくということでやってきたわけですので、市がやるからいいわというふうで、その方たちがもうあんまり関わってこないということがないように、やっぱり教育委員会でしっかりと指導しながら、運営にあたっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第95号 恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第95号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 9 6 号 恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 6 号 恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（所管部分）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 9 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 9 7 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

1 番委員。

4 番委員 ; はい、お願いします。中小企業のみなしの特例がこの条例の中で追加されておりますけれども、計画の実施期間内に中小企業でなくなった場合とありますが、市内でこれに該当する業者はあるでしょうか。

委員長 ; 税務課長。

税務課長 ; よろしく願いいたします。今現在適用はありませんが、詳細については企業の投資計画に関わる部分でございますことと、事業承認は岐阜県が行っておりますので、把握しておりません。

岐阜県と協議されている事業所が数件あると聞いております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第97号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第97号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第99号 恵那市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; お願いします。この急速充電設備は消防署への届出が必要になりますか。

それと、今後のこの急速充電器充電設備についてはどのような推移をたどるかかわれば教えてください。

委員長 ; 予防課長。

予防課長 ; よろしく願いいたします。まず1点目の御質問につきましては、現在のところ、急速充電設備の届出義務はございません。今後この改正がなされましたら、50キロワットを超えるものについて届出の義務が生じるものでございます。

2点目といたしまして、この改正につきましては直接的には国の基準が改正されるものによるものなのですが、その背景としまして、電気自動車等に搭載される電池の大容量化等、自動車等の開発が進められて、充電時間の短縮が求められているものであります。

よって、今後、高出力の急速充電設備の普及がさらに加速されることが予想されるため、この条例を改正するものでございます。以上であります。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第99号 恵那市火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり可決す

べきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第99号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第100号 変更契約の締結について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

2番委員。

2番委員 ; よろしく申し上げます。契約の変更理由に無線アクセスポイント等の機器類の過不足や、充電保管庫の設置位置変更による配線作業等の追加とありましたが、具体的に何校、どこの学校が該当したのかを教えてください。よろしく申し上げます。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; よろしくお願いいいたします。まず変更の理由の中の無線アクセスポイントでございます。こちらにつきましては、恵那市中の全ての学校の調査をさせていただいております。どの学校ということではないですけれども、主に体育館、この施設、当初、大きい広い施設を一つというふうに考えておりましたが、実際調査の結果、体育館は広く無線の入りが悪いということで、二つないしは三つ設置を必要とする箇所もございました。そういうところでこの数が増えていくというものが一つでございます。

あと、充電保管庫のことにつきましては、学校内のどこにどの設備を置いて、児童生徒が活用するのがいちばんいいのかを考えたときに、教室の中であったり廊下であったりというような、学校の中によって様々な使い方が発生してきました。これに合わせた設置を考えたところ、それに伴う、設置位置の変更と配線の延長が生じた、こういうことになっております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4番委員。

4番委員 ; 話が戻ってしまいますが、そのような工事の変更は、工事にかからなければ分からなかった、調査しなければ分からなかったということで、契約段階でははっきりしなかったということですか。

委員長 ; 学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。今回の契約につきましては、学校の配線状況などの詳細な調査をこの中で行うというのが前提の契約になっておりました。

そこで、その調査をした結果、過不足が生じたということでございますので、それに基づいて今回変更契約をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第100号 変更契約の締結について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第100号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第101号 指定管理者の指定について(岩村上町まちなか交流館)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; 岩村まちなか交流館ですが、これ指定管理料0円っていうことになっております。

その中で、年々利用者が減少しておるのが資料で分かりますが、運営のほうは大丈夫でしょうか。

委員長 ; 地域振興課長

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; はい。よろしくお願いたします。運営のほうでございますけれども、この施設はNPO法人のいわむらでんでんけんという法人がございすけれども、その法人が利用されているということと、あと、岩村のまちづくりの関係で、利用していただいているというような状況がございまして、昨年度の収支を報告させていただきますと、収入が指定管理料は0円ですけれども、利用収入として、25万円ぐらい入りまして、あと、支出のほうで、維持管理経費ということで、13万円ぐらいということで、おおむね12万円弱ぐらい利益が出ているというような施設の状況でございすのでよろしくお願いたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第101号 指定管理者の指定について(岩村上町まちなか交流館)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第101号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第102号 指定管理者の指定について(まきがね公園他2施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第102号 指定管理者の指定について(まきがね公園他2施設)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第102号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第103号 指定管理者の指定について(恵那市山岡B&G海洋センター体育館他5施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第103号 指定管理者の指定について(恵那市山岡B&G海洋センター体育館他5施設)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第103号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第104号 指定管理者の指定について(恵那市明智B&G海洋センター体育館他3施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第104号 指定管理者の指定について(恵那市明智B&G海洋センター体育館他3施設)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第104号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第105号 指定管理者の指定について(恵那市上矢作プール)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第105号 指定管理者の指定について(恵那市上矢作プール)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第105号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第106号 指定管理者の指定について(中山道広重美術館)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第106号 指定管理者の指定について(中山道広重美術館)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第106号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第107号 指定管理者の指定について(恵那市指定文化財旧三宅家)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第107号 指定管理者の指定について(恵那市指定文化財旧三宅家)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第107号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第108号 指定管理者の指定について（木村邸資料館他5施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第108号 指定管理者の指定について（木村邸資料館他5施設）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第108号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第169号 令和2年度恵那市一般会計補正予算（第10号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

2番委員。

2番委員 ; よろしくお願ひします。移住定住推進事業費が4,270万円増額となっておりますけれども、本年度、実際に何件の移住者があって、何名の移住者があったかを教えてください。

委員長 ; 地域振興課長。

まちづくり企画部次長兼

地域振興課長 ; よろしくお願ひいたします。今年度は、上半期の実績というような形になりますけれども、まず、一戸建てに住まいか事業でございますけれども、こちらのほうは45件の実績で、そのうち市外の方が18件と、いったような状況になっております。ちなみに、昨年度はこの時期で37件の実績で、市外の方が7件というような状況になっております。

それからですね、空き家等の活用の補助金でございますけれども、こちらのほうは、今年の上半期は実績が14件、そのうちですね、市外の方が6件利用されたというような状況でございます。ちなみに昨年度は10件で、市外の方が6件というような状況になっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありますか。

1 番委員。

1 番委員 ; オフィスオートメーション推進経費の中で、質疑応答の自動化と書いてありますけれども具体的にはどのようなことになりますか教えてください。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。恵那市 I C T 活用推進計画に基づいて、I C T を活用して市の業務の効率化を推進をしているところでございます。この中で、A I チャットボット検証事業をお願いするわけですけれども、これは、市民からの問合せ対応をチャット、いわゆる対話形式で、24 時間、365 日、自動応答することで、市民生活の利便性の向上と、職員の間合せ対応の時間を削減することが期待できるもので、本年度、検証事業をお願いするものでございます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; 教育関係なんですけれども、小学校施設管理経費のところ、大井小学校の支障木の伐採、それから岩邑小学校の支障木の伐採してありますが、現在、対象木はどのような状態になってるかっていうのをお聞きしたいのと、もう一つ、スポーツ施設管理経費で、明智 B & G 海洋センターのプールテントの張り替えがありますが、これ破損した原因を教えてくださいお願いします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; よろしく願いいたします。小学校の支障木の伐採は、大井小学校ではヒマラヤスギで、7 月の豪雨によって、枝が折れて、落ちたということもありまして、今回、伐採の計画をしているところです。折れた木については撤去してありまして、危険な状態ではありませんが、風とか吹いたときに落下する危険性もありますので、今回伐採します。

岩邑小学校につきましては、スギ科のメタセコイヤですけれども、2 本校門のところにあります。枯れ葉が樋にも落ち詰まるということで、今回伐採の予定をしております。

学校に、豪雨のあった際に調査をしまして、危険な支障木を確認し、伐採、剪定をするものです。以上です。

委員長 ; スポーツ課長

スポーツ課長 ; はい。よろしく願います。お尋ねの明智 B & G 海洋センターのプールテントの破損の理由でございますが、まず、平成 22 年 3 月にプールテント全部で 8 枚ございまして、張り替え更新を行っております。

そのあとですが、平成30年9月に台風がございまして、8枚のうち2枚がその時破損をしまして取替えました。

また、そのとき台風によりまして1回、テントのほうを1回外して、そのあとまた、そのものを貼り直すというふうなことをやったわけなんですけど、そういったこともありまして、また、10年たって経年劣化もございまして関係で、今年の11月に指定管理者のほうから破損したという報告がございましたので、今回補正の願いをしておる状況でございます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 予算資料の7ページ、中学校施設管理経費です。山岡中学校のエアコンが故障したというのがあるんですが、これは、去年恐らく設置をした、じゃないですか、これ古いエアコンですかね。それちょっと聞きます。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。中学校施設管理経費の山岡中学校のエアコンの修繕は、以前コンピューター教室でサーバー室と隣り合わせの教室で、連動したエアコンを修繕するもので、昨年導入したものではありません。導入した時期を確認しておきますが、昨年のものでありませんで、現在はコンピューター教室から多目的ホールに変更しております。今回故障したため、サーバー室と多目的教室にエアコンをそれぞれ設置するものです。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第169号 令和2年度恵那市一般会計補正予算(第10号)(歳入歳出所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第169号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書作成については、正副委員長に一任
いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和2年第8回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 中 嶋 元 則